

徳島県告示第三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名 称	加入区の区域	漁 業 の 区 分
小松島加入区	小松島漁業協同組 合の地区	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン未満のもの）、主として刺網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）又は小型定置漁業